

知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p><b>知的財産施策全般に関するもの</b></p>	
<p>この推進計画(案)が、承認され、実行に移される際には「検討する」とされている先がどこであるのか、省に加えて部局名を公にされることを要望する。また、当然の事ながら、その検討過程を逐次本部にて公表されるようお願いしたい。</p>	<p>計画の実行は各府省単位で責任をもって行うことや、部局名まで表記すると煩雑になるため省庁名のみ記載しました。また、各府省における検討の状況は今後本部でフォローアップし、計画を見直し、公表することになります。</p>
<p><b>推進計画総論に関するもの</b></p>	
<p>今回の意見募集手続時以外のときでも意見提出が可能となる具体的方法を示していただきたい。</p>	<p>総理官邸ホームページ上に随時意見提出が可能となっております。</p>
<p><b>第1章 創造分野に関するもの</b></p>	
<p>挙げられているアイテムの相当数が「 を促す」、「 を促進する」、「 を奨励する」といった、抽象的であいまいな表現に終始しているように思われる。本計画では何をどうするのかについて一層具体的に提示されるべき。</p>	<p>記載事項の多くは、大学等が取り組むものであり、国が直接取り組むものではありません。これまで国の機関であった国立大学についても法人化が予定されています。したがって国と大学とは別の機関であり、基本的に国に出来ることは、大学等側の取り組みを支援、促進することですので、「促す」「促進する」「奨励する」という表現となっております。</p>
<p>特許法第69条「試験研究」について、アカデミア、産業界の代表を含めた有識者からなる検討の場を速やかに設置し、早急に合理的な結論を出していただきたく、この旨を推進計画に明記していただきたい。</p>	<p>第1章創造分野2.(8)において、御趣旨を盛り込んでおります。</p>
<p>1. 「知的財産の創造基盤を整備する」(10頁)について          1. 「知的財産の創造基盤を整備する」については、創造基盤として種々の記載があり、そのための環境整備についても言及している(例えば、 )に『研究環境と生活環境』、 に『研究に専念させる環境作り』)。しかし「環境」とは具体的に何を指すのか、全く明確ではない。精神論だけでは環境作りができない。欠けているのは、「経済、財政の面」であることは明らかである。よってここに、「経済的援助・支援」を明記すべき。</p>	<p>「環境整備」は「経済的援助・支援」を含むと思われませんが、これに限られず、その他にも制度の改正や運用改善、人材の供給など幅広い施策を含むものと考えております。いずれにしても御指摘の趣旨は、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
<p>1.(2) 「研究者の流動性・多様性を向上させる」(11頁)について          アイデアを生むためには、研究者の異動、他の研究者との相互交流、とりわけ異分野の研究者との交流が効果的といわれており、実際、多くの民間研究所において、そのような人事異動や交流が図れるよう工夫しているところである。このことは別の利点もある。つまり、大学や公的研究機関に民間研究者が配属されると、発明に値する新技術が生まれたときに、産業界の目により実用化を意識した特許を取れるようになる。この様な観点から、次の点を明記願いたい。          ・ 民間から大学、大学から民間への人材流動化の推進</p>	<p>人材の流動化といった場合には、御指摘のような「民間から大学、大学から民間への人材の流動化」も含まれ、1.(2) )は、御趣旨を含んだものと考えております。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>2. 「大学等における知的財産の創造を推進する」(12頁)の項中、特に15頁(5)には大学知的財産本部を整備する旨が掲載されている。この中に種々の項目が記載されているが、その中で重要なのは、知的財産本部には知的財産に詳しい人材を整備し( ) (15頁)、対外窓口を明確にし( (16頁))、機能を強化する( (16頁))ことである。ここに「弁護士」や「法務機能」などがただ無秩序に並べられている。技術移転、創業支援、知的財産権の取得・維持・保全その他知的財産の管理には、契約を初めとして法律的観点からの整備が不可欠であることから、「法律的視野ないし法律的側面の整備が必要であり、弁護士の積極的活用、弁護士との連携を考慮すること」といった一文が明確に挿入されるようにすべき。</p>	<p>契約事項や法務機能については、法律的視野ないし法律的知識が必要であることに鑑み、弁護士および弁理士の積極的な活用について、2.(5)( ) (15頁)、2.(5)( ) (17頁)において既に言及しているところであります。</p>
<p>2.(1) (13頁) 知的財産担当者の育成の重要性に鑑み、具体的な方策を提示することによってこれを強調するという観点から、「当該担当者に対して・・・(中略)・・・研修を行うことを奨励する」の一文を「民間研修機関等を活用し、当該担当者に対して・・・(中略)・・・研修を行う」に変更していただきたい。</p>	<p>当該項目は、大学や公的研究機関が取り組むものであり、国が直接取り組むものではありません。そのため、大学や公的研究機関の取組みを「奨励する」という表現となっております。</p> <p>なお、知的財産担当者に対してどのように研修を実施していくかは、民間研修機関を活用するか否かを含めて、各大学に委ねられた問題であると考えております。</p>
<p>2.(5) 「知的財産活動への学生の参加を奨励する」(18頁) 学生の知財活動への参加を奨励する事は、将来の担い手の実践教育として重要な事と位置付けられる。しかし、ここには、具体的な政策・検討課題が記載されていない。特に、技術系の学部学生の卒業研究は、通常大学等の研究室に配属され研究活動を行うので、この段階から、論文発表ばかりでなく、発明としての取り扱い、研究成果の守秘義務について実践教育を行い、知的財産創生に貢献できるようにすべきである。そして、大学院生のレベルでは、単なる奨励でなく、知的財産活動への積極的な組込みが必要であり、その旨を明記すべきである。</p>	<p>第5章人材の育成と国民意識の向上1.(2)工)において、大学等の知的財産関係者、研究者等に対する知的財産に関する知識の啓発のため、学部・学科レベルの優れた知的財産教育を推進することを記載しています。</p> <p>また、第1章2.(1)では、研究現場の適切な単位毎に知的財産の担当者を配置して、当該担当者研修を行うことを記載しており、研究室の学生が知的財産に関する知見を習得する機会は増加するものと理解しています。</p> <p>さらに第5章1.(2)( )においては、知的財産分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間人材を、教員または講師として積極的に活用するよう促すこととしており、御趣旨を踏まえていると理解しております。</p>
<p>2.(6) 「産学官連携に関するルールの整備を支援し、契約締結の柔軟性を確保する」(18頁) ここでは民間との契約ルールの明確化が謳われているが、具体的にどのようなものになるかについての記述が望まれる。</p>	<p>2.(6)では、大学等が民間企業との共同研究、受託研究を進めていく上で考え方を整理しておくべき事項として営業秘密等の取扱い、共同研究における知的財産権の帰属等の項目を列記しております。それぞれの項目についての具体的なルールは、大学等が作成するものであり、国が強制できるものではありませんが、各大学が自主的に定めた考え方については、それを積極的に公表することを促しています。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>2.(6)「知的財産に関するルールを明確化する」(18頁)の項には、契約締結の柔軟性に関係し、「契約書の雛形」が唐突に出てくる。例示された、営業秘密情報の扱いとか、権利関係等の取り扱いには、弁護士による交渉や法律的指導が必要とされるので、ここでも「法律関係の整備」といった広い扱いを要求し、弁護士等との提携の必要性を記載するようにすべき。</p>	<p>契約事項や法務機能については、法的視野ないし法的知識が必要であることに鑑み、弁護士および弁理士の積極的な活用について、2.(5)(15頁)、2.(5)(17頁)において既に言及しているところであります。</p>
<p>2.(8)「研究における特許発明の使用を円滑化する」(20頁) この記載を支持する。試験研究と特許権の効力の関係については、産学及び有識者からなる速やかなる検討の場の設置と早急なる合理的な結論を得ることは、今後の科学技術の発展、産学連携、新規産業の創出などの円滑な知的創造サイクルの観点から必須であると考えます。また、第3章3.(5)i(48頁)の記載も踏まえ、歩みを揃えていただきたい。現行法下での整理結果は、今年度中に周知を図るべきで、法改正も視野にいれた制度改訂への取組みが来年度からあるべきと考えます。そこで、20頁 本文2行目終わりからの「2004年度以降」は、3行目終わりの「また、」の後に挿入されるべきと考えます。</p>	<p>特許権の効力の及ばないとされる試験・研究についての考え方の整理には2003年度末までを要し、右考え方を2004年度以降周知していくとの関係省庁の意向を踏まえて現在のような文言となっております。御趣旨を踏まえ、なるべく早期に検討が進むよう進捗状況を確認していきたいと考えています。</p>
<p>3.(1)「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」(20頁) 特許法35条を全廃するとの案が論議されているが、35条3項、4項については改正すべきと考えますが、35条1項、2項は企業活動を円滑に行うためには有用な規定であり、問題視されている補償額決定のための方法論に特に障害となる訳でもなく、基本的には残すべきである。</p>	
<p>3.(1)「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」(20頁) 特許法35条については、1項、2項については企業活動を円滑に推進するためには有用な規程であるが、3項、4項については廃止を含め何らかの手当てが必要と考えます。35条全廃ではなく3項、4項の廃止の方向での検討をお願いします。</p>	
<p>3.(1)「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」(20頁) 職務発明規定は、企業の経営・大学等の運営に重大な影響がある一方、労働者・研究者の発明者としての権利を守り、就業規則との調和を図るものであるから、廃止はあるべき姿といえない。審議会の小委員会で議論の最中であるから、「35条の扱いについての法案を提出する」旨の記載とすべきである。「廃止」は、この重大な問題について特許法が指針を示さないという事であり、「廃止」を明記すべきでないと考えます。</p>	<p>職務発明規定については、廃止すべきとの意見と改正すべきとの意見があり、いずれとするかは今後の法案作成過程で十分検討されます。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>3.(1)「特許法の職務発明規定を廃止又は改正する」(20頁)を次のように改める。</p> <p>特許法の職務発明規定を廃止する</p> <p>特許が真の発明者に付与されるという世界共通の原則に立脚して、当該発明者と企業との自由な契約により、特許を受ける権利、特許権、特許実施権の授受の条件が合意されることがプロパテントの起点である。米国特許法にも欧州特許条約にも、わが国特許法第35条に当る規定は存在しないことをも勘案して、同条を速やかに削除する。</p>	
<p>3.(2)「新規性喪失の例外規定を見直す」(21頁)について</p> <p>5.(1)「特許制度の国際的な調和を促進する(i)」(31頁)について</p> <p>グレースピリオドに関連する本事案は、特許制度の国際的調和のための欧州・日本にとって、先発明制度を採用している米国の先願制度移行への切り札ともなる事案であるため、期間の見直し及び要件の緩和には慎重な検討が望まれる。</p> <p>特に21頁では「2004年度末までの結論を得る」と期限を切って規定し、31頁では、同じ内容を「2003年度以降も継続して検討する」とし、同じ内容の対応を違えて規定している点は統一すべきである。</p> <p>特許法30条は、先願主義の例外規定であり、この規定の不用意な緩和は、先願主義そのものを否定しかねず、要件の緩和はともかく、期間の緩和については法的安定性を損ねる恐れがある。</p> <p>今年5月にWIPOで開催されたSPLTの特許法常設委員会(SCP9)では、欧州諸国が従来からのグレースピリオド導入絶対反対の立場を転換し、賛成意見を表明した。</p> <p>しかし、あくまでも先願主義の枠内という条件付であり、米国が先発明主義から先願主義へ転換することの取引材料である点は変わっていない。</p> <p>特に期間については、グレースピリオド導入の条件として、「法的不安定性を最小限にする為、優先日から6ヶ月以内とすること」と主張し、米国の12ヶ月のグレースピリオドとは開きがあり、両者の妥協にはまだまだ時間を要する。</p> <p>一方、要件に関しては、「パリ条約に基く優先権には影響しないこと、特許性に影響のある出願日以前の全ての開示を含むこと、出願人が知らない開示を除き、出願人自らが申し立てなければならないこと、第三者の権利に影響しないこと」などを主張し、日本の特許法見直しの材料になるかもしれない。</p> <p>いずれにしても、SPLTなど特許国際調和は勿論のこと、日米欧3極間の協議においても、日本の主張を十分に通すためには、グレースピリオドは重要な鍵となり、国際動向を無視した、拙速な結論を導かないよう、グレースピリオド期間の見直しに関し2004年度末までに結論を得る。」との記載の見直しを求める次第である。</p>	<p>21頁は、日本国内での議論であるため、期限を明記しています。他方、31頁は、国際的調和の推進に言及した項目であり、他国との交渉に関する事項であるため、他国政府の態度によるところが大きいので、「2003年度以降」という表現としております。</p> <p>なお、21頁に記載している日本国内の議論は「特許制度の国際的調和の議論を踏まえつつ」行うこととなっているため、「国際動向を無視して拙速な結論を導かないように」との御趣旨も踏まえて検討は進められるものと考えています。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>3.(4)「研究ノートの導入を奨励する」(21頁) 種々の点で研究ノートには利点があり、積極的に推進すべきと考えます。米国では先発明主義が取られており、その発明日立証のために研究ノートが活用されている現実があります。また、共同研究や企業がアライアンスを組む場合にも、そのプライオリティの根拠としてラボノートは重要です。そこで、発明日特定あるいは、客観的な記載日認定の視点が重要であり、この視点についての言及願いたい。</p>	<p>先願主義を採る我が国の場合は、先発明主義の下で発明日の立証のために研究ノートを活用する米国とは事情が異なるため、「発明者の明確化、共同研究の成果の明確化」という点を前面に出しています。ただし、「等」という文言を付しているとおりに、御指摘のような視点を決して排除しているものではありません。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p><b>第2章 保護分野に関するもの</b></p> <p>「特許審査を迅速化する」について  「 . 1 . ( 1 ) 特許審査迅速化法(仮称)を制定する」( 2 4 頁)については、基本的に原文に賛成である。但し、「なお、滞貨一掃のための臨時措置として、外部人材の活用により数百人規模の任期付審査官を配置し、滞貨一掃後は知的財産専門人材としての活用を図る。」とある箇所については削除すべきである。  特許審査迅速化法は、計画案において、特に重点的に取り組まれているが、これが実効性を持つには、審査官の大幅増員等審査体制の強化が必要不可欠であり、これを欠くまま、促進を図ることは、審査の手抜きを招き、適正かつ迅速な審査の実現にほど遠いものとなる。その結果、権利創造への信頼感が失われ、権利創造機能そのものが失われてしまう。特許審査迅速化法が単なる宣言的規定に終わらないよう具体的施策を盛り込む努力がなされるべきである。</p>	<p>特許審査の迅速化に関しては、審査体制の整備強化に加えて、「先行技術調査機関を育成し、その活用を図る」、及び「出願・審査請求構造改革を推進する」といった具体的施策が盛り込まれており、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されているものと考えます。</p>
<p>. 1 . ( 3 ) ) ( 2 5 頁)について、構造改革の推進に弁理士の役割が出てくるのかそれらの関係が不明確。弁理士を協力させるということであればそれを示すべき。</p>	<p>出願・審査請求構造改革を進めるには、特許性の無い発明が減少し、優れた発明が充実した明細書により適正に権利取得されることが重要です。これらは、弁理士の役割と深く関係するため、第2章 . 1 . の「( 3 ) 出願・審査請求構造改革を推進する」の欄に記載しております。</p>
<p>. 2 . ( 3 ) 「先端技術分野や国際出願に重点を置き、審査体制を強化する」( 2 6 頁)について  ITはわが国の国際競争力を左右する重要な先端技術であると同時に熾烈な国際競争が進展している分野である。この様な状況から、以下について明記願いたい。  ・ 審査体制の強化について、IT分野の強化を明記</p>	<p>第2章 . 2 . ( 3 ) における「先端技術分野」とは、ライフサイエンス分野に限るものではありませんので、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されているものと考えます。</p>
<p>. 2 . ( 4 ) ( 2 6 頁) 電子化の推進により、「利用者の利便性を向上させる」という本項の趣旨が損なわれることのないよう、「検討し」の直前に「利用者の利便性を配慮しつつ」という一文の挿入をお願いしたい。</p>	<p>利用者の利便性を向上させることが前提になっていることは、表題からも明らかであり、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されていると考えます。</p>
<p>. 3 . ( 1 ) ( 2 6 頁)を次のように改める。  「( 1 ) 医療関係行為に特許性を認めると共に当該特許権行使の制限を法定する  米国特許法が医療関係発明に特許性を認めると共に、医師の治療行為に対する当該特許権者の差止請求権を排除するなどの法文を設けることによって、医療行為・医療関連行為の双方にわたる進歩を促進しているのに対し、わが国では、特許性の要件とされる「産業上の利用可能性」を医療関係行為の大部分について認めないことによって、医療関係行為の特許性を極限している。特許性の範囲を審査基準によって左右すること自体が、権利の透明性を失わせ、法的安定性の基盤を揺るがせるものであるから、米国特許法や英国の実際などを勘案して、先進国共通の法律制度とする。</p>	<p>医療関連行為の特許保護の在り方につきましては、御指摘のような法定化の是非も含め、幅広く検討されるものと考えます。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>. 3 . ( 4 ) 「ブランド保護のために商標制度を整備する」( 2 7 頁 ) については、「魅力あるブランドを活用」というのである以上、それは、むしろ、商標権の保護に密接に関係する。そうであるなら、商標法の見直しでは不足であり、不正競争防止法との関連制度、商法の商号に関する規定の見直しまで、総合的に考慮する必要のあることを明らかにすべきである。</p>	<p>ブランド保護については、御指摘のとおり不正競争防止法等も関係しますが、最も密接に関連する商標制度を整備することにしております。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>. 3 . ( 6 ) i ) ( 2 8 頁 ) について                      2 0 0 3 年度以降、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと及び新品種育成者の権利を守るため、農家に許されている自家増殖の範囲の在り方について、制限する方向で、国際的な動向も踏まえつつ法改正の必要性の検討を行い、結論を得る。                      果樹等の栄養繁殖系植物は将来的には農家の自家増殖は全面禁止にすべきである。</p> <p>&lt;理由&gt;                      ・栄養繁殖植物では簡単に植物体の一部から苗木等の増殖が可能である。                      さらに穂木を増殖して、既存樹に接いで、品種を更新することも簡単である。                      ・一度、苗木を植え付けたりして、品種を更新すると通常、10数年は栽培を続けられる。                      ・このようなことから、折角、長い年月をかけて、育成した新品種の育成者権もそれを行使する機会が少なく、育成者権の保護が十分実行できていない。</p>	
<p>. 3 . ( 6 ) i ) ( 2 8 頁 ) について                      「国際的な動向も踏まえつつ法改正の必要性の検討を行い、結論を得る」の部分                      を「全作物での禁止に向けて、順次、禁止作物の追加見直しを図る。」に修正し、変更する。</p> <p>&lt;理由&gt;                      新品種の保護においては、農家の自家増殖がネックになっており、これの規制が必要なため。</p>	<p>自家増殖の範囲の在り方を検討する際には、制限や禁止も議論の対象となるものと考えられます。なお、推進計画案でも「新品種育成者の権利を守るため」の検討を行うべきであるとしており、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されているものと考えます。</p>
<p>. 3 . ( 6 ) ) ( 2 8 頁 ) を下記のように修文されたい。                      i ) 2 0 0 3 年度以降、登録品種の収穫物を原料とした加工品にも育成者権の効力を及ぼすこと及び新品種育成者の権利を守るため、農家に許されている自家増殖の範囲のあり方について、制限する方向で、国際的な動向も踏まえつつ法改正の必要性の検討を行い、結論を得る。</p> <p>理由                      果樹等の栄養繁殖系植物は将来的には農家の自家増殖は全面禁止にすべきである。</p> <p>栄養繁殖植物では簡単に植物の一部から苗木等の増殖が可能である。さらに穂木を増殖して、既存樹に接いで、品種を更新することも簡単である。一度、苗木を植え付けたりして、品種を更新すると通常、10数年は栽培を続けられる。                      以上のようなことから、折角、長い年月をかけて、育成した新品種の育成者権もそれを行使する機会が少なくなり、育成者権の保護が十分に行えない。</p>	



## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>3.(6)植物新品種 ) (28頁)について、DNA品種識別技術については育成者権侵害認定にそのまま用いるには問題があり、「・・・権利侵害の判定を支援するための試験(比較栽培及びDNA分析)・・・」あるいは「・・・権利侵害の判定を支援するための品種類似性試験(比較栽培)及び品種同一性試験(DNA分析)・・・」としていただければより誤解がないと考えられる。</p>	<p>品種類似性試験において、DNA品種識別技術は、比較栽培と並んで有効な技術であると認識しており、また、推進計画案では、御指摘のような「育成者権侵害認定にDNA品種識別技術をそのまま用いる」との記載はないので、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されているものと考えます。</p>
<p>3.(6) ) (28頁)に追加して DNA等の成分分析による品種識別技術についてのパテントプール等の立ち上げが必要である。 &lt;理由&gt; 品種識別のためのDNAマーカー開発は重要技術であり、先行発明者が不利益を被らないようパテント上の課題を整理、検討、実施する事が大切と考えます。一案として、農水省または日本種苗協会などにパテントプールを新設し、DNAマーカー発明者の知的財産権の保護が確立される仕組みを検討していただきたい。</p>	<p>推進計画案の「DNA品種識別技術の開発を促進する」には、開発者の権利を的確に保護することにより技術開発を促進することが含まれており、御指摘の発明者の知的財産権の保護は考慮されています。</p>
<p>3.(6) ) (28頁)「法的権威を持つ鑑定書を発行しうる公的機関として、独立行政法人種苗管理センター等の体制の拡充整備を行う。」を追加する。</p>	<p>御指摘の事項に関しては、品種類似性試験の実施状況等に応じて将来的に検討されるべきものと考えます。</p>
<p>4.(5)「裁判外紛争処理を充実する」(30頁)については、基本的に賛成である。しかし、ADR機関の充実・活性化のためには、単に関係団体などに対しそのような要請をなすのみでは不十分であって、これを適正に維持運営して行くための最低限度の事務遂行に要する物的・人的設備確保に要する公的支援が不可欠であることを明らかにすべきである。</p>	<p>民間ADRの充実・活性化のためには、ADR機関自体の主体的な取り組みが重要であると考えられます。なお、環境整備等の面で国が果たすべき役割については、司法制度改革推進本部において総合的な検討が行われているところです。</p>
<p>5.「国際的な知的財産の保護及び協力を推進する」(31頁)については、賛成である。但し、「デザインの国際的保護」はもとより、賛成であるが、それ以前に法制度の整備が一層重要である。また、加盟が遅れている国、途上国などについて云々する前に、我が国の国際的調和自体が、法の運用上、実現されていない現状において、まず、「我が国が国際的調和を重視することを確認する」ことを挙げるべきである。</p>	<p>第2章 知的財産の保護の強化の欄には、「知的財産を、制度の国際的な調和も踏まえて適正に保護する」ことが記載されており、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されていると考えます。</p>
<p>5.(1) (31頁) 途上国においては、意匠権、商標権の侵害の方が問題となっていることも多いことから、「特許法制度」の語を「知的財産権制度」に変更していただきたい。</p>	<p>意匠や商標に関しては、第2章 5.の「(3)デザインの国際的保護のための審査協力等を推進する」や「(4)商標の国際登録制度の利用を促進する」の項目において、アジア諸国等に対する審査協力等を推進すること等が盛り込まれていますので、御指摘の趣旨は推進計画案に反映されていると考えます。</p>
<p>模倣品・海賊版対策(34頁) 対象となる模倣品についての例示には商標権、意匠権、特許権侵害品と共にコンピュータソフトウェアに代表される“著作権侵害品”を明示すべき。</p>	<p>著作権侵害品は模倣品ではなく海賊版に含めています。また、著作権侵害については、34頁の9行目以降において、新たな侵害形態の出現と対策の必要性につき言及しています。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>. 1 . ( 3 ) 多国間での取組を強化する ( 3 7 頁 )                      A P E Cにおいて、2 0 0 3年度中にI P Rサービスセンター設置が合意されるよう積極的に取組むものとする。I P Rサービスセンターは各国の法制度やその他エンフォースメントに関連する情報を各権利者に提供できるようにする。また、ボータレス時代において海賊版対策およびインターネット上の犯罪に対してA P E C加盟国間で効果的に取り締まるため、直ちに加盟国の警察、検察官、税関等、権利執行機関の間における捜査協力の体制を構築する。</p>	<p>御意見の趣旨も踏まえ、各国との協力体制の構築には積極的に取り組みます。また、I P Rサービスセンターの設置については、既にA P E Cにおいて合意済みです。</p>
<p>. 2 . ( 4 ) インターネットを利用した侵害への取締りを強化する ( 3 9 頁 )                      I S P他オークションサイト運営者に無令状での事実上の「捜査協力義務」等が課されないよう明確にすべきと考えます。</p>	<p>施策の実施にあたり、御意見の趣旨に十分留意いたします。</p>
<p>. 2 . ( 5 ) 国民への啓発活動を強化する ( 4 0 頁 )                      模倣品対策については、国内だけでなく、海外における啓発活動も重要であることから、以下の追加をお願いしたい。「また、侵害に係る国・地域をはじめとする海外における一般国民に対してもその意識向上に努める。」</p>	<p>海外における啓発活動は . 1 . ( 3 ) ( 3 7 頁 ) で記述しています。御意見の趣旨も踏まえ、海外の民間団体・企業等の能力構築に積極的に取り組みます。</p>
<p>. 2 . ( 5 ) 国民への啓発活動を強化する ( 4 0 頁 )                      「偽ブランド品の購入やインターネット上の海賊版の違法ダウンロード」に、「育成者権侵害の違法輸入農産物」を追加する。また、「模倣品・海賊版」に、「育成者権侵害の違法輸入農産物」も加える。</p>	<p>本項目については「違法ダウンロードなど」と記述されており、また、農林水産省も実施府省に含まれています。したがって、本項目は育成者権侵害の違法輸入農産物も対象としています。</p>
<p>. 3 . 官民体制を強化する ( 4 0 頁 )                      ( 1 ) 政府の体制を強化する                      “関係府省が効果的に連携する体制につき検討し、2 0 0 4年度中に整備する。”とあるが、既に昨年度より「官民合同のミッション」はスタートしており、関係府省の連携は当然の事として、早急に責任省庁(責任者)を決定すべき。</p>	<p>御意見の趣旨も踏まえ、早期に政府の体制を整備するよう取り組みます。</p>
<p>. 3 . ( 1 ) 政府の体制を強化する ( 4 0 頁 )                      新たな組織構築を想定しているのか、それとも関係府省間の連携システムを意味しているのか不明だが、既に国際知的財産保護フォーラムが2 0 0 2年5月からスタートしており、その活動を通して政府関係府省間の連携と責任部門の明確化など、民間側から改善をお願いしたいところがある。これらを踏まえ、政府関係府省が効果的に連携する体制を少なくとも「2 0 0 3年度中に整備すること」を要望する。</p>	<p>御意見の趣旨も踏まえ、早期に政府の体制を整備するよう取り組みます。</p>
<p>. 3 . ( 1 ) 政府の体制を強化する ( 4 0 頁 )                      関係府省の体制整備に加えて、植物品種育成者権の侵害対策については、関係府省と本問題に積極的に取り組んでいる関係団体との連携協力体制の整備、を付け加える。</p>	<p>関係団体と関係府省の連携については、. 1 . ( 2 ) 「官民の連携による模倣品・海賊版対策を講ずる」において、官民が一体となった侵害国への働きかけを強化することを記載しています。御意見の趣旨も踏まえ、関係府省と関係団体との効果的な連携を進めます。</p>
<p>. 3 . ( 2 ) ( 4 0 頁 ) 海外における情報提供及びI Pカルチャー普及啓蒙の拠点設置が求められていることから、「我が国企業に」の語を「我が国企業等のI Pカルチャーセンターの設置等」に変更していただきたい。</p>	<p>海外事業拠点における模倣品・海賊版対策の体制の具体的な強化方法については各企業の自主的な判断に委ねるべきと考えます。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p><b>第3章 活用分野に関するもの</b></p> <p>1.(1) 知的財産重視の経営戦略を推進する(41頁) 項目)の営業秘密管理は、本来工業規格に関わるものではなく、企業の運営ポリシーに属するものと考え。他方、不正競争防止法で法的な制度として既に営業秘密管理の必要性は浸透しているところであり、「一般的に促進する」ことを理由に、企業ポリシーに対して新たに事実上の半強制化(=「JIS化」)を行うことには根拠がない。</p>	<p>営業秘密管理は企業活動にとって必要であるとの認識は高まっているものの、訴訟において営業秘密の要件である秘密管理性が認められた事例も少なく、また、営業秘密の性格上、この取組に関する外部からの評価は困難です。適切な企業の評価を促進する目的及び更なる企業の認識向上のため、組織管理の在り方を「JIS化」することの実現可能性について検討を行うものであります。その際に、企業の自主性が尊重されることは当然です。</p>
<p>1.(2)(42頁)を次のように改める。 「(2) 知的財産報告書を制度化する 特許・技術情報の開示については、投資・金融など信用を供与する立場においては、定額的情報よりも定性的な情報、すなわち、どのような権利性・技術性・事業性をもつ特許・技術が、企業の戦略にどのような組織体制をもって組み込まれているかの記述的情報が必要とされていることに対処し、財務諸表と知的財産報告書を併記した事業報告書を制度化する。</p>	<p>知的財産情報開示については、各企業の自主的な判断に委ねるべきであるとの見解もあります。今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にさせていただきます。</p>
<p>1.(4)(42頁)を次のように改める。 「(4) 知的財産の定性的・定額的评价方法を定める 公共財、経済財、文化財の全てにおいて、知的財産の比重が著増し、その的確な評価は、国家・企業戦略の核心となった。業際・学際先端分野が発達し、サイバースペースの展開、証券化、信託化と相俟って知的財産の活用と流通の形態が多様化し、かつ、知的財産権制度と会計基準の国際調和が強調される環境のもとで、知的財産評価の新局面に対処することが急務である。特にグローバルな競争と協調のもとでは、知的財産の戦略的統合(包括的クロスライセンス契約など)と国際連携のため、総合的・定性的な知的財産評価の重要性が著増するので、在来の各知的財産権ごとの評価方法に加えて、知的財産の総合的な定性的・定額的评价方法を定めるものとする。</p>	<p>知的財産価値評価手法については、多様な手法が存在するものの、まだまだ発展途上の状態です。このような状況下において、最終的な価値評価は各企業の判断や創意工夫に任せるべきとの見解もあります。今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にさせていただきます。</p>
<p>1.(5) 管理信託における「グループ企業内の管理会社やTLOの参入は原則自由」(43頁)について、「グループ企業内の管理会社やTLOの参入基準の緩和については、受益者保護の観点も踏まえつつ慎重な検討を行い」等に修文すべき。また、「どのような参入規制を設けるかにかかわらず、受託者責任や監督規制については、グループ企業内の管理会社やTLOについても、信託業を営む者に対する一般的ルールを適用し、受益者保護に留意する。」との表現も入れていただきたい。</p>	<p>推進計画案において、「信託の担い手の在り方」を「十分検討」とされており、御意見の趣旨も考慮した検討を行ってまいります。</p>
<p>1.(5) 「公益法人等の参入ニーズを踏まえた検討を行う」(43頁)について、受益者保護の観点等から、「公益法人等の参入ニーズを踏まえつつ、受益者保護の観点等から、問題が生じないか十分な検討を行う」に修文すべき。</p>	<p>推進計画案において、「信託の担い手の在り方」を「十分検討」とされており、御意見の趣旨も考慮した検討を行ってまいります。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>1.(5) 「著作権等管理事業法における規制の在り方を十分検討しつつ」(43頁)について、知的財産権の中でも、著作権と特許権は、その権利の本質が異なることから、特許に関する一元管理に信託を活用する際に、必ずしも著作権等管理事業法は参考となるものではないことから、当該表現を削除していただきたい。</p>	<p>当該項目において取り上げている知的財産は特許権に限定されるものではなく、幅広い検討が必要と考えています。</p>
<p>1.(5) 「受託者の権利濫用等により健全な企業活動や投資家の利益が阻害されないよう配慮」(43頁)は具体的にどのような事例を想定しているのか。</p>	<p>受託者が受託財産である知的財産権の実施許諾に際し、非常に高価なライセンス料を設定したり、実施許諾を拒否する等の行為により、仮に当該知的財産権が基本特許であった場合にこれを使用できないことにより企業活動へ悪影響が生じること、あるいは、投資家の利益に反して、不当に安価なライセンス料を設定すること等が考えられます。</p>
<p>1.(5)(43頁)知的財産という無形のことを客観的に評価できる確立した市場は現存しないし、創設も可能なのか疑問である。いったい誰がどのようにしてリスクを評価するのかという問題がある。客観的に評価できないものに説明義務を課しても説明を尽くすことはできない。さらに、一般事業者が参入することで、運用方法も一層不透明になるのではないかとすることも懸念する。そうした観点に立てば、知的財産を信託化した商品は一般消費者には販売してはならないと考える。</p>	<p>今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>
<p>1.(5) 「知的財産の管理及び流動化の促進に向けて信託制度等を活用する」(43頁) 連結経営が進む中、親会社やグループ内知財管理会社による企業グループ経営戦略としての観点から新法制定で望むべき(中小・ベンチャー企業等有する特許やブランドの管理代行・流通、TLOによる大学発特許の企業への移転とは対象、目的、手法等が異なり、別扱いとすべき)。 親会社やグループ知財管理会社により企業グループ内知財権の集中管理・活用を行うためには、信託業法だけでなく、産業財産権四法や、著作権法、弁護士法、弁理士法等の改正にも影響が及ぶ可能性もあり、複雑な法律による規制を避けるため、特別法により統一的な法律で運用すべき。</p>	<p>今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>
<p>2.(1) 「標準化に関する人材育成のための環境整備を進める(45頁)標準化用の人材とは、どんな人材を言うのか全く不明(標準化会議の議長を育てるのか、交渉のネゴシエーターを育てるのか、有料技術を開発する開発者を育てるのか、全く具体的でない)。「企業などにいる、標準化活動に経験の豊富な人材を優遇する」ことも含めて検討すべき。</p>	<p>今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>3.(1) オープンソースソフトウェアライセンスの法的安定性向上(47頁)について、政府は知的財産推進に不可欠な商用ソフトウェアの健全な発展を阻害する如何なる関与も行ってはならない。また、政府としての技術への関与は最小限にとどめるべきであり、技術的中立性を常に配慮しておくべきと考える。</p>	<p>利用者にとって利用できるソフトウェアの選択肢が増えることは、政府としても望ましいことだと考えていますが、実際にどのようなソフトウェアを選択するかは市場が決めるべきことであると理解しております。今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も考慮することとさせていただきます。</p>
<p>3.(3)(48頁) すでに、知的財産取引業の育成支援事業が実施されている現状に鑑み、知的財産ビジネスの一翼を担う知的財産取引業の振興を図る観点から、以下の追加をお願いしたい。「また、知的財産取引業の育成についても、引き続き積極的に支援を行う。」</p>	<p>今後の検討に当たっては、御意見の趣旨も参考にすることとさせていただきます。</p>
<p><b>第4章 コンテンツ・ビジネスに関するもの</b></p>	
<p>「関係者で協議中」と書かれているが、これはアイテムごとにその実態が異なるはずであり、具体的に誰と誰が協議中なのかを明らかにしていただきたい。</p>	<p>コンテンツ分野の関係者は事項ごとに多岐にわたり、かつ時間の経過とともに変わっていくこともあるため、明瞭かつ正確な記述を行う観点から明記しませんでしたのでご理解願います。</p>
<p>1.(2) 著作権の信託による資産流動化の枠組みを整備する(51頁) 「流動化(資金調達)信託」(43頁)と重複した内容と思われるが、ここでの「その際、受託者の権利濫用等により健全な企業活動や投資者の利益が阻害されないよう配慮する」という歯止めの文言が見当たらないが、同様に挿入すべき。</p>	<p>当該個所については、「第3章活用分野1.(5)」と同趣旨です。コンテンツ制作に係る資金調達の観点から書かれているため、このような書き振りになったものであり、検討の際には、御意見の趣旨を考慮して検討を行うものであります。</p>
<p>2.(1) ア)「電子透かし、権利管理システム(DRM: Digital Rights Management)、課金システムなどの技術開発・普及、標準化支援」(54頁)について、権利を実質的に保護し、権利者まで適切に利益を還元するための技術の実用化は、これまでも専ら技術を提供する者、技術を利用する者、および消費者が市場においてその利益に基づき自由に選択によって発展してきており、標準化への政府の関与はかえって消費者の選択の自由まで狭める結果となる。政府としての技術への関与は最小限にとどめるべきと考える。</p>	<p>当施策における「標準化」は、現段階では「メタデータ(属性情報)フォーマット」を念頭におき、民間による標準化を政府が支援することを想定した記述です。御指摘の件については、今後幅広く課題を検討し、必要な施策を推進してまいります。</p>
<p>2.(1) エ) (55頁)のレコード輸入権の項目について、輸入権創設の検討には十分な議論をつくすべき。違法複製物の話と輸入権の是非とは直接的には関係ない。この観点より、「海賊版対策としても有効である」との導入部分は見直すべきである。</p>	<p>海外市場で日本のコンテンツの正規盤が流通していないことが、当該地域における海賊版横行の原因のひとつの見方もあります。本項目は海外における日本のコンテンツの正規ライセンスを促進するための施策として検討を提案したものです。御指摘の点も踏まえ、今後議論を進めてまいります。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>2.(2) 技術的保護手段等の回避等に係る法的規制について(56頁)                      第4章2.(2)においては、技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象拡大について、「将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ検討を行ない、2004年度以降必要に応じて所要の法案を国会に提出する」とされている。「無反応機器」の問題についても、広くは本項に係るものと思われるが、従来の枠組みにとらわれず、さらにデジタルコンテンツにおける多様な権利者の権利保護を確実なものとするため、コンテンツ産業にとっての大きな課題である「無反応機器」に対する法的対応について明記されるよう要望する。</p>	<p>御指摘の件についてはさまざまな意見があることから、今後幅広く課題を検討し、必要な施策を推進してまいります。</p>
<p>2.(2)「技術的保護手段等の回避等に係る法的規制の対象を拡大する」(56頁)について、技術的保護手段の有用性を担保する観点から、接続管理(アクセスコントロール)回避行為への刑事罰創設、接続管理回避サービスの規制を行うため、直ちに所要の検討を行い、必要に応じ著作権法、不正競争防止法等を改正する。保護技術に反応しない無反応技術の規制等広範すぎる規制はその他の重要な技術の発展を阻害する恐れがあるため、政府としての関与はすべきでないと考え。例えば、法律によってある特定の技術に反応するようにハードウェアやソフトウェアの設計を義務付けるべきではない。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、今後の検討を進めてまいります。</p>
<p>2.(6)「著作権法を簡素化する」(56頁)について、目標を一年程度早め、「2004年度中」を目処としていただきたい。</p>	<p>御指摘の件については、今後の検討において参考にさせていただきます。</p>
<p>3.(2) ( ) (58頁)について、映像コンテンツの属性情報に関するデータベースはコンテンツホルダーが自らの管理責任においてコンテンツに即して整備、開示すべきものであり、共有化できるデータには自ずと限度がある。コンテンツホルダーのデータベースの管理は、コンテンツの政策や管理の責任を全うする上から、個別の事情をも踏まえて運営される必要がある。これらを見殺ししたデータベース管理の設計は、むしろ、コンテンツの制作に当たって、原権利者に対して負っている責任を安易に考える無責任な対応を助長する懸念もあり、責任あるコンテンツホルダーの協力を得られない可能性が高い。したがって、この項目は削除、ないしデータベースが個別の管理責任にもとにあるべきことを明確にした記述とすべきである。</p>	<p>施策の実施に当たっては、御指摘の趣旨も参考に検討してまいります。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>3.(2) ビジネスモデルの開発支援、その他について(59頁)            第4章3.(2)においては、ビジネスモデルの開発支援策として、「関係業界による“契約見本”の検討を、2004年度中に終了するよう支援する」としているが、インターネットにおけるビジネス環境は激変の過程にあり、現下の状況において、時限を設定し契約見本の在り方を検討することには疑問がある。            また、コンテンツ業界の取引適正化・構造改革の一環として、「放送事業者制定の制作委託“自主基準”の遵守徹底を推進する」としているが、すでに放送事業者においては、番組制作委託取引に関する民放連指針の周知徹底を図り、委託取引の公正性・透明性の確保が浸透している状況にある。したがって、このような民間の自主的取組みについて、しかも特定の事業者のみを取り上げて推進計画に記載することは当を得ないとする。</p>	<p>御指摘の趣旨については、今後の検討過程において配慮すべき事項として参考にさせていただきます。</p>
<p>3.(2) ) (60頁)について、既存の教育番組の有効な二次利用は、ニーズに応じて従来から幅広く行われていることであり、番組保有者の保有の在り方を検討することにどのような意味があるか不明であるのでこの項目は削除すべきである。</p>	<p>本項目は、教育番組等の科学教育・理科教育用教材の素材とするのに適したものであることについて、流通を図る上での現状の課題を抽出し、適切な著作権処理の在り方を検証すること等を念頭においたものです。また、有効な二次利用を行うためには、どのように保有されているかを把握・検討することが重要であることから、これを検討対象としたものです。</p>
<p>3.(2) ) (61頁)について、削除するか、ここで言うルールの対象を行政機関に限定した上で、コンテンツに係る全ての権利者の権利がこのルールにより制限されることがないことを明示すべき。</p>	<p>本項目はコンテンツに係る権利者の権利制限を念頭においているものではありません。施策の検討に当たっては、御指摘の趣旨も留意し検討してまいります。</p>
<p><b>第5章 人材の育成、国民意識の向上に関するもの</b></p>	
<p>第5章中に、「企業やベンチャーの経営者(CEO)向けの知的財産研修・知財啓蒙活動を推進する。」を追加していただきたい。</p>	<p>普及啓発活動については、2.(2)(67頁)に記しているとおり、企業やベンチャーの経営者(CEO)にとどまらず、幅広い層に対して実施することとしております。            ただし、御指摘のとおり、企業トップが知的財産重視の経営戦略を推進することは重要であるとの認識から、第1章3.(8) ) (22頁)において、企業の経営者、実務担当者向けの普及啓発活動を行うこととしており、また第3章1.(1)(41頁)において、経済産業省の指針を参考にした経営戦略の策定を奨励することとしております。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>「第5章 人材の育成と国民意識の向上」(62頁) あらゆる制度を支えるのは人であり、知的財産の担い手の育成および知的財産専門家の増員および要請が急務であるとしており、強く支持する。 しかしながら、多くをこれから設立される法科大学院に人材養成を委ねているように見えるが、実際に人材が育成されるにはまだ時間がかかる。法科大学院が軌道に乗るまでに、既存の教育機関(大学)の充実を図り、将来的には、大学と法科大学院との連携が取れるシステムを構築する必要があると考える。 大学における知的財産教育については、65頁の(2)のエ)に項目立てがあるが、内容が漠然としており不明瞭である。例えば、「学部・学科レベルの優れた知的財産教育を推進する」とあるが、現在、大学法学部の知的財産法を専門とする教員数は極めて少ない。このような状況からも、(2)の内容として、大学学部教育についてももう一步踏み込むべきであり、その旨記載して欲しい。特に、(2)の ア) i)にある教員資格については、法科大学院にとどまらず学部・学科の教員資格にまで拡大すべきと考える。</p>	<p>大学の学部・学科レベルにおける知的財産教育の在り方については、具体的にどのような施策がとれるのかを含め、御指摘を踏まえて引き続き考えていきたいと思えます。</p>
<p>1.(1)「専門人材を育成する」(62頁)等について、計画案では専門人材として弁護士、弁理士中心の記載がなされているが、是非、行政書士も専門人材として位置付けられたい。</p>	<p>「知的財産立国」の実現には、知的財産の権利化や紛争処理等、知的財産の基盤を整備することが特に重要であるため、それを担う弁護士、弁理士という専門家の育成及び増員等の施策を本計画に盛り込んでいるところであります。</p>
<p>1.(1) ) 「現行制度下の特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士について、新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2003年度以降検討を行う。」(62頁)について</p> <p>付記弁理士制度は、一定の要件として課せられた能力担保研修すら本年(2003年)5月にスタートしたばかりであり、付記弁理士の資格を得た者は未だに一人も誕生していない。すなわち、当面、付記弁理士についての積極的活用についての検討を行うにも、その実情すら把握し得ない状況にある。しかも、特定侵害訴訟代理に関する能力担保研修の水準は、弁護士との共同受任を前提とした能力担保として制度設計されているものであるところ、単独受任と共同受任との間には、備えるべき法的判断能力に本質的な差異があることから、そもそも、付記弁理士についての「単独受任等の検討」なるものすら不適当と言わざるをえない。よって、推進計画から削除するべき。</p>	<p>訴訟代理権の拡大も含めた弁理士の積極的活用については、知的財産基本法案に対する衆参両院の委員会の附帯決議もされているところであり、検討は必要であると考えられます。その際には、御指摘の能力担保研修の水準も含め、新たな制度の運用状況を踏まえた検討がされるものと考えます。</p>
<p>1.(1) 「知的財産法を司法試験の選択科目にする」(63頁)の項で、「2005年度中に検討を行う」となっているが、そのような悠長なことをしている時期ではない。「2003年度中に決定する」とすべきである。</p>	<p>新司法試験の選択科目については、昨年の改正後の司法試験法第3条第2項第4号及び第6条により、2004年1月1日に設置される司法試験委員会において、社会における各法律分野のニーズや法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえて検討することとされています。</p>



## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>「教育・研究基盤」(65頁) 緊急課題として、大学・大学院等における知財教育を担当する者、あるいは、例えば13頁記載の「知的財産担当者」を育てるプログラムや人材が不足していると思われ、この知財教育者育成から積極的に取り組む必要があり、その旨を明記すべきである。さもないと実務に強い専門性の高い人材育成が図れない、そのための教育ができないと考える。直ちに取組まないと、大学における研究者の知財意識改革や、大学の研究等成果の知財化の運用に支障をきたす恐れがあると考え</p>	<p>「知的財産担当者」を育てるプログラムについては、第1章2.(5) )において言及されており、また、実際にも経済産業省及び文部科学省による知財担当者育成が実施されており、今後とも着実に実施されていくものと理解しております。</p> <p>また、御指摘のとおり、知的財産教育の推進のためには、知的財産に精通した学者・研究者を大量に養成する必要があります。そのためには、やはり知的財産の専門人材の充実を図っていくことが肝要であり、そのための第5章の施策全てが必要であると考えております。以上の認識から、第5章の冒頭において、第5章の施策を講じることによって学者・研究者を大量に養成することを目指すことを明記しております。また、民間企業等の人材を教員として活用することについては、64頁の第5章1.(2) )に記載しております。</p>
<p>1.(2)ウ)(65頁)について、「広く知的財産に携わる専門家」の具体例を明確にすべく、「2004年度以降、弁護士、弁理士に限らず、企業や公的研究機関における知財戦略担当者、TLOのライセンス・アソシエイトなど、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対して、」とした方がよいのではないか。</p>	<p>御意見で例示されたものは、この「広く知的財産に携わる専門家」に入りうると理解しています。</p>
<p>1.(2)エ)「企業や大学等の知的財産関係者、研究者等に対する知的財産に関する知識の啓発」(65頁)は、 )学部・学科(教養)レベルで行われる知財専門人材育成のための基礎的・総合的な知的財産教育、及び )理工系の学部・学科における研究者人材に対する知的財産教育、の両方が含まれていると考えられ、分けて検討する方が明確ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、大学の学部・学科レベルの知的財産教育については、様々なレベルのものが考えられますが、今回は、それらを包括的に記述しております。御指摘のような分類を行って、それぞれに必要な施策を講じる可能性を含めて、学部・学科レベルの教育の在り方については、今後とも検討していきたいと考えます。</p>
<p>1.(3)(65頁) 知的財産教育の場は学校に限られないという観点から、「知的財産マインドを涵養し、」の直後に「学校内外における教育活動の中で」という一節の挿入をお願いしたい。</p>	<p>1.(3)(65頁)では、学校における知的財産教育が疎かにならないよう、学校における知的財産教育を推進することを特記しております。</p>
<p>1.(3)(65頁) 学校における座学ばかりでなく、多様な活動によって知的財産マインドが涵養されるという観点から、「学校での知的財産教育」の語を「学校内外での知的財産教育・活動」に変更していただきたい。</p>	<p>なお、学校「外」における知的財産の普及啓発活動については、2.(2) ) (67頁)で言及しており、御趣旨を踏まえた計画となっております。</p>
<p>1.(3)(65頁) 特に、知的財産に関する意識向上のためには、少年少女発明クラブ等の活用も重要であることから、以下の追加をお願いしたい。 「また、全国の少年少女発明クラブ等におけるIPカルチャーの醸成についても積極的に支援する。」</p>	<p>御趣旨は理解いたしますが、推進計画は国の政策を言及したものであり、一団体の具体的事業内容に特記しない性質でありますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>第5章 人材の育成と国民意識の向上 1.(3) 知的財産教育・研究の基盤を整備する</p> <p>知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進するの項目(65頁)についての意見</p> <p>児童・生徒への知的財産教育には、学校教員の知的財産に対する関心、及びその教育の必要性への認識が重要である。ところが、教員さらには、教員養成を行っている大学の教員でさえ、今だ、知的財産に対する関心が低いことは、我々の知的財産教育の研究グループの研究結果でも明らかである。つまり、単に研修を推進するだけでは「知的財産教育・研究の基盤を整備する」には不十分であり、教員養成課程における研究、課程の構築が是非とも必要である。しかしながら、現在教員養成課程においては免許法上の必要単位数が以前より多くなっており、カリキュラムに余裕がなく新たに教員養成のカリキュラムに講義を加えるためのコンセンサスは、まず得られないのが現状である。この状況の打破のためには、学校教育課程の指導要領に「知的財産教育」の項目を入れることが是非とも必要であると考え。この指導要領の項目とは、決して知的財産という科目を立てるものではなく、社会科、技術科、理科などの教科の中で「知的財産を取り扱う」というものである。この項目を入れることは、いかなる研修の推進にも勝るものであり、このことにより確実に、教員さらには教員養成の学部における知的財産への関心が向上し、知的財産教育・研究の基盤が整備されることになる。教員養成課程における知的財産教育課程の研究は、本学で既に検討をはじめており、その普及のためにも是非とも指導要領に入れることを、推進計画に入れていただきたい。</p>	<p>学習指導要領に「知的財産教育」の項目を入れることが是非とも必要であるという御意見に対して</p> <p>第5章1.(3)において知的財産教育プログラムの策定及び教員の研修から進める旨を規定しているところ、今後とも本計画の下、関係省庁の着実な取組を促し、知的財産教育が行われるよう取り組んでまいります。</p>

## 知的財産推進計画(案)に関する意見及び質問

いただいた意見及び質問	それに対する回答
<p>第5章1.(3)の「知的財産教育に関する児童・生徒向け教育及び教員向け研修を推進する」(65頁)における記述は具体性に欠ける点で不十分であると考え。次のように具体的な目標を掲げることを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の学校から「知的財産教育モデル校」を指定し、助成を行うことにより、知的財産教育の先進的な実践研究とその普及を進める。 小学校、中学校、高校、あるいは複数の校種の学校を有する法人単位で 2004年度 10校/法人程度 2005年度 全都道府県に1校ずつ</li> <li>・特色ある大学教育支援プログラム(いわゆる教育COE)に、教員養成系学部/大学を対象とした知的財産教育に関わる別枠を設ける。 2004年度 5大学程度</li> <li>・教員免許取得の必須要件として、知的財産に関する講義2単位の取得を課する。 その内容は1)知的財産に関する一般的な知識、2)知的財産教育実践法からなるものとする。</li> <li>・学習指導要領の次回改訂時にはすべての校種に対し、知的財産教育を実施する旨の記述を入れる。 (教育関係者に理解いただくには学習指導要領に明記されていることが必要です)</li> <li>・通常の学校内の取り組みとは別に、小中学生を集めての「ものづくり・発明合宿」を行う。 2004年度 検討・準備 2005年度 都道府県毎に1か所で実施</li> </ul>	<p>「知的財産教育モデル校」を指定・助成を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業所有権標準テキストの有効活用に関する実験協力校事業</li> <li>・著作権教育指定校における著作権教育の具体的手法の研究開発を既に始めているところです。</li> </ul> <p>教員免許取得の必須要件に知的財産を課す 現段階においては、初等中等教育向けの教材の作成・提供、教員向けの研修等の実施や手引書の作成、学校における知的財産教育の具体的手法の研究開発など、知的財産に関する教育事業を実施するとしております。 御意見の趣旨は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>学校教育課程の指導要領に「知的財産教育」の項目を入れる 第5章1.(3)において知的財産教育プログラムの策定及び教員の研修から進める旨を規定しているところ、今後とも本計画の下、関係省庁の着実な取組を促し、知的財産教育が行われるよう取り組んで参ります。</p> <p>通常の学校内の取組みとは別に、小中学生を集めての「ものづくり・発明合宿」を行う。 御意見の趣旨は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>1.(3)(66頁) 中近東、南米等の諸国においても、我が国の協力に対する期待が大きいため、「アジアの」の語を「アジアを中心とした」に変更していただきたい。</p>	<p>1.(3)(66頁)では、日本に対する影響が最も大きい地域であるため、特にアジアについて言及しておりますが、これによって、他諸外国への日本の協力を排除するものではありません。</p>
<p>2.(2)(67頁) 啓発活動を担う専門家の具体例を示すため、「民間の知的財産の専門家」の直前に「IP指導員等」の一語の挿入をお願いしたい。</p>	<p>御趣旨の「IP指導員」については、まだ十分に普及していないので、今後よく研究したいと思います。</p>